



国 監 告 第 3 号

地方自治法第 199 条第 1 項及び第 5 項の規定に基づき実施
した随時監査に係る監査結果を、同条第 9 項の規定により、
別紙のとおり公表します。

令和 5 年 1 月 31 日

国立市監査委員 庄 司 雅

国立市監査委員 青 木 淳 子

随時監査結果報告書

1 随時監査

(1) 種類

地方自治法第199条第1項及び第5項の規定による監査

(2) 概要

① 実施期間

ア 事前調査

令和5年1月4日(水)から令和5年1月16日(月)まで

イ 実施

令和5年1月20日(金)

② 対象部局

生活環境部環境政策課

(3) 対象事項及び範囲

① 対象事項

令和4年度国立市一般会計(歳出)

公園施設長寿命化計画策定業務委託(12月9日支払分)

予算科目 08.03.04.12(25)

支出額 4,840,000円

② 対象範囲

ア 財務に関する事務の執行等

イ 一般行政事務の執行及び事務事業の経済性、合理性、正確性等

(4) 手続き

① 実施通知 令和5年1月4日(水)

② 資料提出期限 令和5年1月12日(木)

③ 事前調査 事務局による調査(前記のとおり)

④ 実施 監査委員による監査(前記のとおり)

国立市監査基準に則り、先に提出された資料に基づき、監査対象部局より対象事項の概要説明を受け、その後、質疑及び関係書類の監査を実施した。

(5) 監査の着眼点

① 共通事項

ア 予算の執行は、計画的かつ効率的に行われているか。

イ 予算の執行の手続きは、適正か。

ウ 決裁は、定められた手続きを経ているか。

② 個別事項

ア 委託の相手方及び選定方法は、適切か。

- イ 委託料の算定根拠は、合理的な基準に基づき行われているか。
- ウ 委託内容の履行確認は、適正に行われているか。また、履行期限は、守られているか。
- エ 委託料の支出は、適正な時期に行われているか。

(6) 結果

① 概 評

対象事項を監査した結果、概ね良好であった。

② 個別事項

- ア 指摘事項 なし
- イ 要望事項 なし
- ウ 意 見

公園施設の多くは老朽化が進行しており、老朽化に対する安全対策及び修繕・更新費用の平準化及び縮減を行うため、令和元年度に予備調査、令和2年度に健全度調査を実施し、区分けされた予防保全型施設に対し、公園施設長寿命化計画を策定したということである。主管課によると、令和3年度は予算がつかなかったということで、計画策定には、劣化、老朽化が進行していることを勘案し、既存調査結果等の精査が必要となっている。

市の予算には限界があり、優先順位などを考慮して決定されていると思うが、行政の効率化の観点から考えると、今回の公園施設長寿命化計画策定委託は、調査から連続して執行できれば、時間も契約金額ももう少し抑えられたのではないかと考える。

以上